

## 議案第 23 号

大網白里市入札監視委員会条例の制定について  
大網白里市入札監視委員会条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

### 大網白里市入札監視委員会条例

(設置)

第 1 条 市は、入札及び契約手続の公正性及び透明性の確保を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関として、大網白里市入札監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市が発注した建設工事若しくは製造の請負、物品の購入又は設計、測量、調査等の委託業務その他の役務の提供等の契約に係る入札及び契約手続の運用状況等について、市長から報告を受けること。
- (2) 市が発注した建設工事若しくは製造の請負、物品の購入又は設計、測量、調査等の委託業務その他の役務の提供等の契約のうち委員会が抽出したものに關し、一般競争入札に係る入札参加資格の設定の理由、指名競争入札に係る指名の理由及び随意契約を行った理由について、審議すること。
- (3) 入札及び契約手続の改善すべき事項について、市長に意見を述べること。
- (4) 一般競争入札、指名競争入札及び随意契約における手続等に係る再苦情の申立てについて、審議すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 3 人で組織し、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 委員会の会議は、公開を原則とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。
- 6 委員会の議事の概要は、公表するものとする。
- 7 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある事項については、その議事に加わることはできない。

(委員の守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財政課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31

年条例第 25 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 空家等対策協議会委員の項の次に次のように加える。

|                |    |          |
|----------------|----|----------|
| 大網白里市入札監視委員会委員 | 月額 | 9, 000 円 |
|----------------|----|----------|